

平成 19 年 8 月 14 日

各位

不動産投信発行者名
オリックス不動産投資法人
代表者名 執行役員 牟田 興一郎
(コード番号 8954)

投資信託委託業者名
オリックス・アセットマネジメント株式会社
代表者名: 代表取締役社長 佐藤 光男
問合せ先: 取締役常務執行役員 八塚 弘文
T E L : 03-3435-3285

投資信託委託業者における業務方法書変更の認可取得に関するお知らせ

本投資法人が資産の運用を委託する投資信託委託業者であるオリックス・アセットマネジメント株式会社は、本日付で、金融庁より、投資信託及び投資法人に関する法律(以下、投信法)第 10 条の 2 の規定に基づく業務方法書の変更の認可を取得しましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、当該認可申請につきましては、平成 19 年 5 月 24 日付「投資信託委託業者における業務方法書変更の認可申請に関するお知らせ」において公表しております。

記

1. 認可申請(業務の方法の変更)の内容

現行の業務方法書記載の資産の種類を本投資法人の規約に定める「資産運用の対象及び方針等について」の記載に合致させるとともに、運用資産の対象を東京証券取引所が定める上場規程の改正等に伴い追加、変更いたしました。また、投信法の改正等に伴い、字句等の変更を行ったことに加え、これらの見直しを機に、全体にわたり表現の変更、条数の整備等を実施いたしました。

2. 変更の理由

変更前の業務方法書におけるオリックス・アセットマネジメント株式会社が運用を行う資産の種類には、同書に列挙された資産のほか、本投資法人の規約において定める資産が含まれる旨規定していたため、かかる規定の構成を変更し、当該規約において定める資産の各々についても列挙いたしました。また、東京証券取引所が定める上場規程の改正により、本投資法人の運用資産等に占める不動産等以外の資産について保有制限が緩和されたこと等に伴い、本投資法人の投資方針のために必要または有用と認められる資産への機動的な投資を可能とするために運用資産の対象の変更を行うとともに、投信法の改正等に伴う必要な字句の変更等を行いました。

3. 認可取得日

平成 19 年 8 月 14 日

4. 今後の見通し

本投資法人の平成 19 年 8 月期(平成 19 年 3 月 1 日～平成 19 年 8 月 31 日)の収支予想に変更はございません。

以上

本日資料の配布先：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会